

平成 20 年度第 1 回長崎地域福祉有償運送運営協議会

## 議 事 録

## 平成 20 年度第 1 回長崎地域福祉有償運送運営協議会 議事録

事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。  
ございます。

それでは、ただいまから、平成 20 年度長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

まず始めに、長崎市障害福祉課長の桑水流がご挨拶申し上げます。

皆さんこんにちは。障害福祉課長の桑水流でございます。  
平成 20 年度の第 1 回目の長崎地域福祉有償運送運営協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。当協議会でございますが、平成 18 年 9 月に設置しております。長崎市、長与町、時津町における特定非営利活動法人等が福祉有償運送を行おうとするにあたりまして、その必要性、旅客から徴収する対価、運送の安全の確保、旅客の利便にかかる方策などを皆様方のご意見をいただきながら、その必要性を決定するための協議会でございます。これまでに長崎市におきましては、3 つの団体が、公共交通機関等で移動が困難な方々の介助を伴いながらの通院や施設などへの送迎を行っていただいているところです。

本日ご協議いただく案件につきましては、この 3 団体のひとつである特定非営利活動法人ほほえみながさきさんにおかれまして、利用料の変更、並びに長崎市が茂里町に設置しております障害福祉センターを利用される障害者の方々につきまして新たに送迎を行う対象として追加したいということについてのご協議をお願いしたいと考えております。委員の皆様方におかれましては忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

事務局

それでは、今回、委員の改選があつての初めての協議会ですので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

(委員紹介)

事務局

なお、濱洲委員、四元委員、川添委員については、ご欠席でございます。

次に事務局につきまして、自己紹介により紹介させていただきます。

(事務局員 自己紹介)

事務局

まず始めに、本日の協議会については、委員 18 名のうち、15 名が出席されており、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第 7 条第 2 項で規定する過半数を超えておりますので、本日の協議会は成立することをご報告申し上げます。

次に、会議及び会議録の公開について皆様におはかりします。この運営協議会は、傍聴の申し出があった場合、傍聴を認めております。また、会議録につきましても、委員名をアルファベットの A 委員、B 委員と記載し、長崎市のホームページで公開いたしておりますが、同意いただけますでしょうか。

委員

(異議なし)

事務局

ありがとうございます。

では、これまでと同じく公開とさせていただきます。

事務局

本日は、委員改選後初めての協議会開催となりますので、配布資料 1 ページの第 1 号議案のとおり、まず、会長の選任を行います。会長の選任につきましては、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要項第 1 条第 1 項の規定により、委員の互選となります。どなたか、ご推薦ございませんか。

A 委員

杉山委員が学識経験もありますし、当事者団体でもありませんので公平中立だと思いますがいかがでしょうか。

事務局

ただいま杉山委員を会長に推薦する意見がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

委 員

(異議なし)

事務局

ご異議がないようですので、杉山委員を会長に決定させていただきます。

それでは、杉山委員、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、会長席へご移動をお願いします。

なお、会長に代わり職務を代理する副会長につきましては、同要綱第5条第4項の規定により、会長が指名した者を充てることとなっておりますので、会長にご指名いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、九州運輸局長崎運輸支局の榎本委員を副会長にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委 員

(異議なし)

事務局

それでは、榎本委員、よろしくお願いいたします。副会長席へ移動をお願いします。

事務局

それでは、会長にごあいさつをお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。長崎大学環境科学部に所属しております杉山です。よろしくお願いいたします。過去3つの団体から福祉有償運送の申し出があっており、高齢化が進んでいくなかで、非常に重要な役割の一端を担っていると思っています。今までのシステムになかった新しいことをやっていくということで、この運営協議会の役割もますます重要になってくると考えております。すでに3つの団体が福祉有償運送を行っておりますが、その内容について、この協議会の中でも把握しておく必要があることから、定期的に協議会を開いていく必要があると思います。

任期の2年間一生懸命力を尽くして使命をまっとうしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題2「福祉有償運送の利用料及び対象者の変更」について事務局から説明をお願いします。

事務局

今日の議題の2つ目は、配布資料2ページのとおり、平成18年度に当運営協議会で承認した特定非営利活動法人ほほえみながさきさんから、利用料の引き上げについての書類が提出されましたので、審議をお願いいたします。

参考までに、過去に当運営協議会で同意した3団体と今回の料金の比較表を配布資料3ページにつけておりますので、ご参照ください。

なお、今回は、利用料の引き上げと同時に、従来の透析患者の輸送だけでなく、もりまちハートセンター利用者の送迎という新たな利用者の送迎も行いたいとのことです。これは審議事項ではありませんが、配布資料4ページから16ページまで資料を添付しています。

このもりまちハートセンターの利用者の送迎については、長崎市が関係していた経緯がありますので、若干の説明を行います。

障害者自立支援法が施行される平成18年10月以前は、身体障害者デイサービス事業のなかで、送迎サービスが実施されていましたが、法施行後、同デイサービス事業は廃止されました。経過措置としてデイサービス事業の類似事業は認められたのですが、送迎サービスは国庫補助対象とならなかったため、送迎サービスは廃止せざるをえなくなりました。しかし、送迎サービスなしにはハートセンターへ通えない利用者は存在し、職員の努力により、小規模ながら一部継続していましたが、これも継続が困難となってしまう、ほほえみながさきさんであとを引き継ぐ形で実施しようとするものです。利用者は、配布資料のとおりですが、月1～2回の利用となっております。

配布資料の説明は以上です。

会長

今事務局から説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

中身につきましてもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。まずは3ページの資料に基づいて料金の変更について詳しい説明をお願いします。

事務局

それでは資料に基づき、ご説明いたします。ほほえみなが

さきさんの現行の料金につきましては、5 kmまでが 500 円、6 kmから 10 kmまでが 600 円、10 kmを超えると 700 円となっております。浦上の丘福祉支援サービスも似たような料金体系となっております。恵仁会につきましては、2kmまでが300円で、以後 1 km増えるごとに 100 円ずつ増えるような料金体系となっております。

今回ほほえみながさきさんからは、料金引き上げの要望が出ております。理由につきましては物価高騰・ガソリン値上げなどでボランティアさんの負担が大きくなり、特に長距離の利用者の送迎に影響が出ているためということです。

料金の値上げの内容は、6 kmまでは現行どおり 600 円、6 kmから 7 kmまでは 100 円増、7 kmから 8 kmまでは 200 円増、8 kmから 9 kmまでは 300 円増、9 kmから 10 kmまでは 400 円増、10 km以上については 300 円増となっております。

会 長

ありがとうございます。

もともとほほえみながさきさんの変更前の料金は安く設定されております。今回の変更後の料金につきましても恵仁会さんよりも安く設定されております。ガソリンの値上げ、ボランティアさんの負担など考慮しまして、妥当かどうか委員の皆様方にご判断していただきたいと思います。

A 委員

ガソリンの値上げなどでボランティアさんに影響が出ていますし、私としては値上げに同意していいのではないかと思います。

会 長

他の委員さんはいかがでしょう。

B 委員

恵仁会さんの料金程度までであれば値上げはいたしかたないだろうと思います。

会 長

その他ご意見等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、利用料金の変更については承認することとします。

もう一点の利用者の変更についてですが、現在は利用登録者が 66 名で、今回 26 名増えるということです。資料は 4 ペ

ージ以降です。

では中身について、事務局から詳しい説明をお願いしたい  
と思います。

事務局

では説明いたします。配布資料の4ページ以降に26名の  
方の資料を載せております。これは、前回恵仁会さんを審議  
するときどういう方が対象になるのか知りたいというご意見  
があったことから、それにあわせて26名分の資料をつけて  
おります。この26名につきあましては、ハートセンターに通  
いたいけど通にくい方、介助者がいないと利用できないとい  
う方々です。

(資料に基づき、新たに運送の対象者となる26人の状況及  
び福祉有償運送が必要な理由を説明。)

会 長

それでは、2号議案、新たにこの26名を対象とすること  
について、ご意見等ございませんでしょうか。

委 員

(意見なし)

会 長

2号議案について、委員の皆様から異論がないようですが、  
私個人としてもこれはやむを得ないというふうに考えており  
ます。特に意見がないようであれば当運営協議会において、  
申請案のとおり合意するものといたします。

今後、今回のような利用料の変更や対象者の変更などの問  
題がこの協議会に投げかけられると思います。そのような  
ときにどういうふうに判断したらいいのか、軽微な変更だから  
新たに申請しなくていいのか、実はこの協議会の中で合意さ  
れておりません。どの程度であれば軽微な変更になるのか、  
検討が必要だと思います。今すぐということは無理だと思  
いますが、できれば事務局のほうで案を作っていて、  
それをこの協議会で諮るということが必要なのかなと思っ  
ています。

C委員

料金については、上限と下限を1回決めておいて、その  
中であれば無条件で承認していくというふうに、できれば線

を引いたほうがいいのではないか。

A 委員

利用者の増減が例えば 5 人以内ならば事後承認というふう  
に事務局のほうで案を作っていてそれを審議するほう  
がいいと思います。

会 長

いろいろなご意見があると思います。いまお二人の委員か  
らご意見が出ましたが、それらを反映していただいた案を事  
務局に提出していただいてそれを協議するというご願  
いしたいと思います。

事務局

今回の合意内容については、今後事務局で申請者あてに合  
意書の作成を行ってまいりたいと思っています。また、先ほ  
ど会長からもお話がありました将来的な基準作りにつきまし  
ても事務局内で検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、前回（平成 20 年 2 月）の運営協議会で、毎年定期的  
に運営協議会で報告を受け取りたいとの確認がなされ、7 月  
ぐらいにとの発言がっておりますので、次回の開催日につ  
いては、そのあたりも検討のうえ、調整したいと考えており  
ます。そのときに基準案をお示しできればと考えております。

本日は長時間にわたるご協議ありがとうございました。